る当該地域活性化総合特別区域の周辺の漁場の区域以外の区域において採捕され若しくは養殖された水産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造された加工品で当該特区内農産物等と同一の種類のものとする。

附　則

この省令は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十三号）の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第八十二号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十九条第一項の規定に基づき、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条から第四条までの規定中「平成二十五年六月三十日」を「平成三十年六月三十日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十三号

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十五号）の施行に伴い、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年労働省令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年六月三十日」を「平成三十年六月三十日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十一号

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）第六条の二第一項の規定により読み替えて適用される同法第四条第一項第一号及び第二号、第三項並びに第六項並びに第五条第三項並びに同法第七条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年六月三十日」を「平成三十年六月三十日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。